

議案第3号

斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例及び斑鳩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出担当課：総務課】

令和7年の国家公務員の給与に関する人事院勧告に基づき、国家公務員の給与に関し、一般職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、この改正内容に準じて、本町の一般職の職員の給与改定を行うとともに、諸手当の見直しを行い、本条例において所要の改正を行うものであります。

1. 改正内容

(1) 給料月額改定（第1条関係）

令和7年4月1日に遡及し、初任給をはじめ若年層に重点を置き、給料月額を平均3.3%引き上げる。

(2) 一般職の職員の期末・勤勉手当の支給月数の改定（第1条関係及び第2条関係）

期末手当及び勤勉手当の支給月数を、それぞれ0.025月分引き上げる。

(期末手当の支給月数)

	支給月	支給月数		
		現 行	改 定 後	
			令和8年度以降	令和7年度
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	6月	1.25月	1.2625月	1.25月
	12月	1.25月	1.2625月	1.275月
	合 計	2.50月	2.525月	2.525月
定年前再任用短時間勤務職員	6月	0.70月	0.7125月	0.70月
	12月	0.70月	0.7125月	0.725月
	合 計	1.40月	1.425月	1.425月

(勤勉手当の支給月数)

	支給月	支給月数		
		現 行	改 定 後	
			令和8年度以降	令和7年度
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	6月	1.05月	1.0625月	1.05月
	12月	1.05月	1.0625月	1.075月
	合 計	2.10月	2.125月	2.125月
定年前再任用短時間勤務職員	6月	0.50月	0.5125月	0.50月
	12月	0.50月	0.5125月	0.525月
	合 計	1.00月	1.025月	1.025月

(3) 通勤手当の引上げ（第1条関係及び第2条関係）

通勤手当について、使用距離が10km以上の距離区分について、200円から7,100円の幅で令和7年4月1日に遡及し支給額を引き上げる。

また、令和8年4月1日からは、支給単位期間につき、66,400円を超えない範囲で、自動車の使用距離の区分に応じ、町長が規則で定める額を支給する。

(4) 斑鳩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正（第3条関係）

斑鳩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例において、一般職の職員の通勤手当の支給基準を準用する規定の適用期日に関する規定を追加する。

適用期日：通勤手当の支給額が改正された日の属する翌年度の4月1日から

2. 施行期日等

第1条及び第3条の規定は、公布の日から施行し、第1条及び第3条の規定は令和7年4月1日に遡り適用します。また、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行します。

<参考>

年間支給月数

	定年前再任用短時間勤務職員 以外の職員		定年前再任用短時間勤務職員	
	現 行	改 定 後	現 行	改 定 後
期末手当	2. 5 0月	2. 5 2 5月	1. 4 0月	1. 4 2 5月
勤勉手当	2. 1 0月	2. 1 2 5月	1. 0 0月	1. 0 2 5月
合計	4. 6 0月	4. 6 5月	2. 4 0月	2. 4 5月